

2. 毎事業年度初めの3か月以内に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
事業報告書等提出書（施行規則第6号様式）	1部	48
事業報告書	2部	49, 50
活動計算書	2部	51～54
貸借対照表	2部	55
財産目録	2部	59
前事業年度の年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は 居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	65
前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	2部	66

事業年度終了後、3か月を過ぎても事業報告書等が提出されない場合、20万円以下の過料に処されることがあります。（法第80条第5号、施行条例第6条）

また、3年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合、設立の認証の取り消しの対象となります。（法第43条第1項）